

平成29年第2回定例会（12月議会）
建設部 提出資料（12月4日）

建設委員会

【議案関係】

○ 都市計画課	秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例案について . . .	1
	秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例案について . . .	5
	秋田県都市公園の設置に関する基準等を定める条例 の一部を改正する条例案について . . .	9
	手形陸橋工事委託変更契約の締結について . . .	13
○ 下水道課	秋田臨海処理センター工事請負契約の締結について . . .	15
○ 港湾空港課	秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案に ついて . . .	17

秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例案について

平成29年12月4日
都市計画課

1 改正理由

屋外広告物の一層の安全性を確保することを目的とした国土交通省の屋外広告物条例ガイドライン(案)の一部改正(平成28年11月18日施行)及び屋外広告物の安全点検に関する指針(案)の策定(平成29年7月28日施行)に伴い、広告物又は掲出物件(以下「広告物等」という。)の所有者又は占有者の点検及び管理に関して、必要な事項を定める必要があるため、改正する。

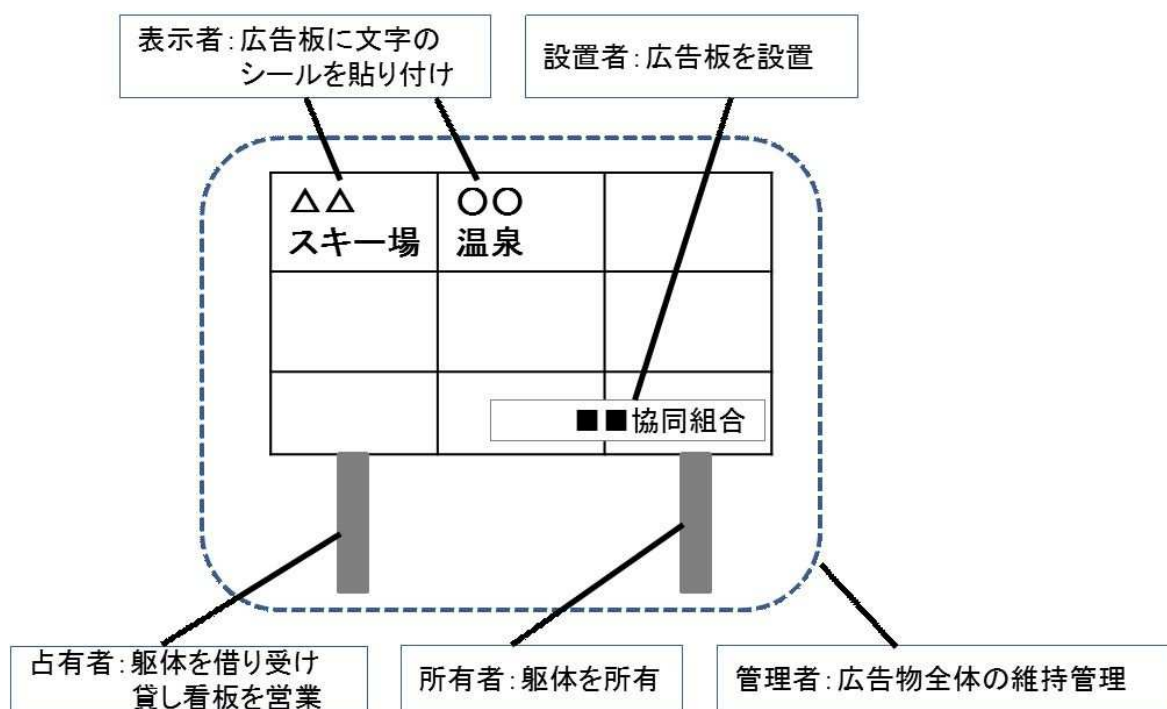
2 改正内容

- (1) 広告物等を良好な状態に保つため、表示者、設置者及び管理者に加え、所有者と占有者にも管理する義務のあることを明確化する。(第10条関係)

[管理の義務]

現 行	改 正
表示者、設置者、管理者	表示者、設置者、管理者、 所有者、占有者

【広告物の管理義務のある者の事例】



- (2) 広告物等の所有者又は占有者（以下「広告物の所有者等」という。）に対して、屋外広告士等に点検させる義務のあることを定める。（第10条の2関係）

〔点検の義務〕

現 行	改 正
(定め無し)	広告物の所有者等は、定期に広告物等の損傷、腐食その他の劣化の状況を屋外広告士等※1に点検させなければならない。 ただし、大規模な広告物等(高さ4mを超えるもの※2)の場合は、点検させる者から管理者を除く。

※1 屋外広告士等：屋外広告士、建築士、規則で定める者(屋外広告物点検技能講習の修了者、実務経験者※3)、管理者

※2 高さ4mを超えるもの：広告物等自体の高さが4mを超えるもの（【参考】建築基準法における確認申請が必要な広告物等の高さ）

※3 実務経験者：広告物等の表示若しくは設置又は点検に関し10年以上の経験を有し、かつ、屋外広告士、建築士又は屋外広告物点検技能講習の修了者と同等以上の知識及び技能を有するものと知事が認めた者

【点検させる者の内訳】

広告物等の種類	県	国のガイドライン (参考)
許可に係る広告物等	・屋外広告士 ・建築士 ・規則で定める者 ・管理者	・屋外広告士 ・規則で定める者
大規模な広告物等 (高さ4m超)	・屋外広告士 ・建築士 ・規則で定める者	

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
点検及び管理の義務) 第十条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者（以下「広告物の所有者等」という。）は、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検、補修その他必要な管理を怠らないようにし、当該広告物又は掲出物件を良好な状態に保持しなければならない。 第十条の二 この条例の規定による許可に係る広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、定期に、次の各号 当該広告物又は掲出物件が規則で定める大規模な広告物又は掲出物件である場合にあつては、第三号を除く。）のいずれかに該当する者に当該広告物又は掲出物件の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。ただし、貼紙、貼札、広告旗、立看板その他規則で定める広告物及び掲出物件については、この限りでない。 一 第七条の二第二項第一号又は第二号に掲げる者 二 広告物又は掲出物件の点検をするために必要な知識及び技能を有する者として規則で定めるもの 三 広告物又は掲出物件の管理者 第七条の二第二項の規定により当該広告物又は掲出物件を管理する者をいい、前二号に掲げる者を除く。） 2 広告物の所有者等は、前項の点検の結果を当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する者及びこれらを管理する者に速やかに報告しなければならない。	管理義務) 第十条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、 補修その他必要な管理を怠らないようにしなければならない。

処分、手続等の効力の承継)
第十五条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物の所有者等について変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づく規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

処分、手続等の効力の承継)
第十五条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づく規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例案について

平成29年12月4日
都 市 計 画 課

1 改正理由

都市公園法の一部改正（平成29年6月15日施行）及び都市公園法施行令の一部改正（平成29年6月15日施行）に伴い、都市公園に社会福祉施設等の設置が可能となったことから、これらの施設を設置する者から使用料を徴収する必要があるため、使用料を改正する。

2 改正内容

新たに都市公園内に社会福祉施設が設置可能となったことから、社会福祉施設の占用に伴う使用料を定める。

また、新たに公募設置管理制度※が創設され、公募対象公園施設に付随して利便増進施設が設置可能となったことから、利便増進施設の占用に伴う使用料を定める。

○社会福祉施設

保育所、身体障害者福祉センター、老人福祉センター、地域活動支援センター、幼保連携型認定こども園で通所のみにより利用されるもの（図1参照）

○利便増進施設

自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔（図2参照）

※ 公募設置管理制度（Park-PFI）

都市公園において、飲食店、売店等の公園施設の設置管理者（民間事業者）を公募により決定することができる制度。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

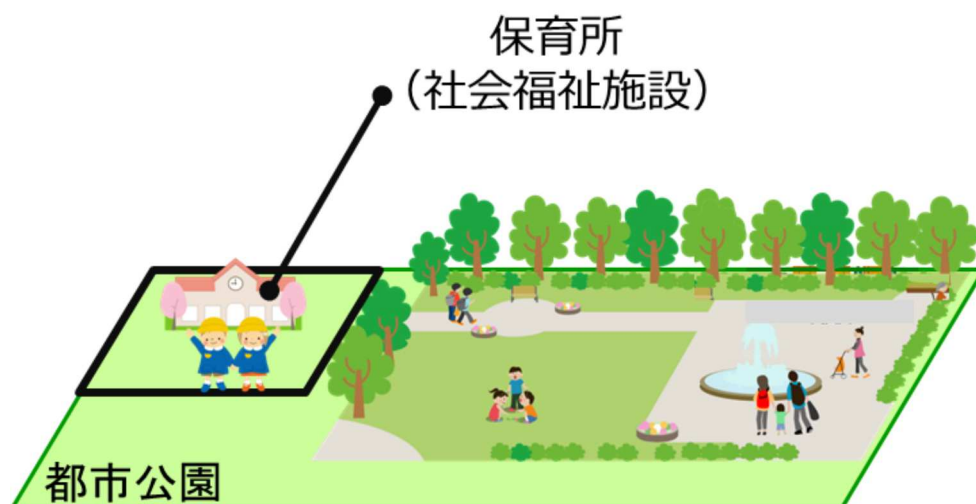
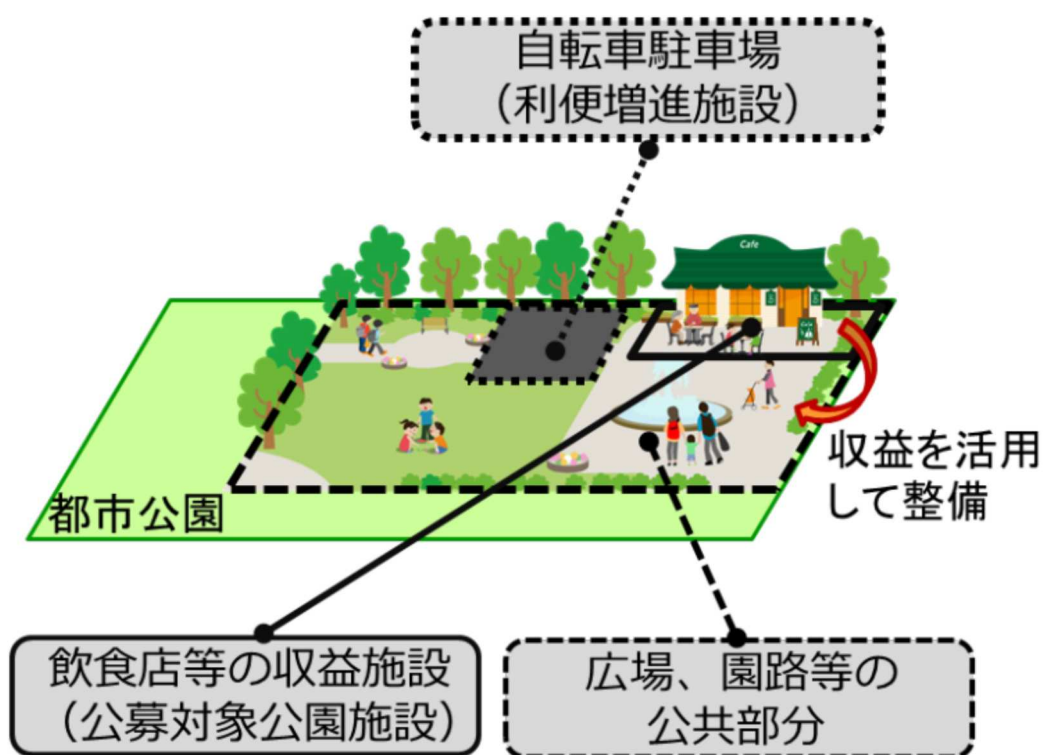


図1 社会福祉施設の設置イメージ
(出典：改正都市公園法・都市緑地法説明会資料（一部加工）)



民間が収益施設と公共部分を一体的に整備

図2 公募設置管理制度を活用した整備イメージ
(出典：改正都市公園法・都市緑地法説明会資料（一部加工）)

秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新				旧			
別表 第十四条、第二十三条関係) 一 略 二 法第六条第一項又は第三項の規定により都市公園を占有する場合の使用料				別表 第十四条、第二十三条関係) 一 略 二 法第六条第一項又は第三項の規定により都市公園を占有する場合の使用料			
区分	単位	使用料の額					
		秋田県立小泉 潟公園及び秋 田県立中央公 園	秋田県立北 の杜公園				
略	略	略	略	区分	単位	使用料の額	
自 転 車 駐 車 場	占 用 面 積 一平方メ ートルに つき二 年	一平方メートル当たりの公有 財産台帳価格に百分の四を乗 じて得た額					
		地 域 に お け る 催 し に 関 す る 情 報 を 提 供 す る た め の 看 板 及 び 広 告 塔	表 示 面 積 一平方メ ートルに つき二 年	一七〇〇円	六七〇円		
略	略			略	略	略	略

備考	都市公園法施行令 昭和三十一年政 令第二百九十号) 第十二条第三項第 一号から第五号ま でに掲げる社会福 祉施設			占用面積 一平方メ ートルに つき一年 二平方メートル当たりの公有 財産台帳価格に百分の四を乗 じて得た額
	略			
	占用面積又は表示面積を単位とする占用については、占 用面積若しくは表示面積が一平方メートル未満であるとき 又は占用面積若しくは表示面積に一平方メートル未満の端 数があるときは、当該占用面積若しくは表示面積又は当該 端数を一平方メートルとする。			
備考	三〃八 略			備考
	九 表示面積とは、看板又は広告塔の表示部分の面積をいう。			
	三・四 略			

備考	略			備考
	二 占用面積を 単位とする占用については、占 用面積 が一平方メートル未満であるとき 又は占用面積 に二平方メートル未満の端 数があるときは、当該占用面積 又は当該 端数を一平方メートルとする。			
	三〃八 略			
備考	三・四 略			備考
	略			
	三・四 略			

秋田県都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案について

平成29年12月4日
都 市 計 画 課

1 改正理由

都市公園法の一部改正（平成29年6月15日施行）及び都市公園法施行令の一部改正（平成29年6月15日施行）に伴い、都市公園内における運動施設の敷地面積の基準等を定める必要があるため、改正する。

2 改正内容

- （1）県民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準（10㎡以上）から、市民緑地※の県民1人当たりの敷地面積を控除する。（第3条関係）

※ 市民緑地（都市緑地法の規定）

民間の空地等を活用するため、NPO法人や民間会社等が市町村の認定を受け、都市公園と同等の空間として設置管理する緑地または緑化施設。

- （2）公募設置管理制度が創設されたことなどから、同制度により設置される公募対象公園施設の建ぺい率の特例を定める。（第6条関係）（下図参照）

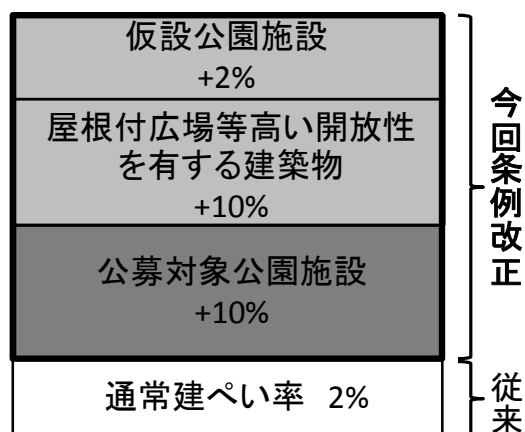


図 公募対象公園施設の建ぺい率の特例

- （3）都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合の上限を、100分の50とする。（第7条関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第一条 この条例は、都市公園法(昭和二十二年法律第七十九号。以下「法」という。)第三条第一項及び第四条第一項、<u>法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>)の規定並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十二号)第十三条第一項の規定に基づき、県が都市公園を設置する場合の基準等を定めるものとする。 県民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準) 第三条 県の区域内の都市公園の県民一人当たりの敷地面積の標準は十平方メートル。<u>当該区域内に都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第五十五条第二項若しくは第二項の規定による市民緑地契約又は同法第六十二条に規定する認定計画に係る市民緑地(以下この条において単に「市民緑地」という。)が存するとき、十平方メートルから当該市民緑地の県民一人当たりの敷地面積を控除して得た面積)</u>以上とし、当該区域内の市街地の都市公園の当該市街地の県民一人当たりの敷地面積の標準は五平方メートル。<u>当該市街地に市民緑地が存するときは、五平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の県民一人当たりの敷地面積を控除して得た面積)</u>以上とする。 公園施設の建築面積の基準の特例) 第六条 略 2 略 3 令第六条第一項第三号に掲げる場合に関する法第四条第一項た	(趣旨) 第一条 この条例は、都市公園法(昭和二十二年法律第七十九号。以下「法」という。)第三条第一項及び第四条第一項、<u>の規</u>定並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十二号)第十三条第一項の規定に基づき、県が都市公園を設置する場合の基準等を定めるものとする。 県民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準) 第三条 県の区域内の都市公園の県民一人当たりの敷地面積の標準は十平方メートル。<u>以上とし、当該区域内の市街地の都市公</u>園の当該市街地の県民一人当たりの敷地面積の標準は五平方メートル。<u>以上とする。</u> 公園施設の建築面積の基準の特例) 第六条 略 2 略 3 令第六条第一項第三号に掲げる場合に関する法第四条第一項た

第八條	略
第七條	令第八條第一項の条例で定める割合は、百分の五十とする。
運動施設の敷地面積の基準)	
5	令第六條第六項に掲げる場合に関する法第五条の九第二項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、令第六條第六項に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の十を限度として法第四条第一項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
4	令第六條第二項第四号に掲げる場合に関する法第四条第二項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の二を限度として同項本文、前三項又は次項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
	だし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文、前二項又は第五項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第七條	略
第七條	令第八條第一項の条例で定める割合は、百分の五十とする。
運動施設の敷地面積の基準)	
5	令第六條第六項に掲げる場合に関する法第五条の九第二項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、令第六條第六項に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の十を限度として法第四条第一項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
4	令第六條第二項第四号に掲げる場合に関する法第四条第二項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の二を限度として同項本文又は前三項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
	だし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文又は前二項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

手形陸橋工事委託変更契約の締結について

平成29年12月4日
都市計画課

1 概要

平成28年10月18日に契約を締結した地方街路交付金工事の内容を変更する必要が生じたことによる変更契約の締結について、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決を経るものである。

2 変更契約内容

- (1) 工事名 地方街路交付金工事
- (2) 路線名 都市計画道路千秋広面線（(主) 秋田岩見船岡線）手形工区
- (3) 場所 秋田市千秋城下町地内（手形陸橋）
- (4) 工事内容 橋梁工
橋長：27.0m 幅員：12.5m
工種：既設桁及び床版撤去、桁架設、桁修繕、床版工 等
- (5) 相手方 東日本旅客鉄道株式会社秋田支社
執行役員 秋田支社長 菊地 正
- (6) 金額 当初 770,050,800円
変更 800,358,889円（増 30,308,089円）
- (7) 工期 当初 平成28年10月18日から平成30年 9月30日
変更 平成28年10月18日から平成30年10月31日
- (8) 変更理由 足場設置後の詳細調査の結果、主桁及び横桁の一部において腐食の著しい箇所が判明し、部分的な補修が必要となったことによる増額及び工期の延長

3 スケジュール

工 種	H28年度		平成29年度				平成30年度		
	12	3	6	9	12	3	6	9	12
準備・後片付け									
仮設工（足場、架設桁）									
既設桁及び床版撤去									
桁架替（新設）									
桁修繕（再利用）									
床版工及び橋梁附属物工									

【凡例】

□：当初(変更前)

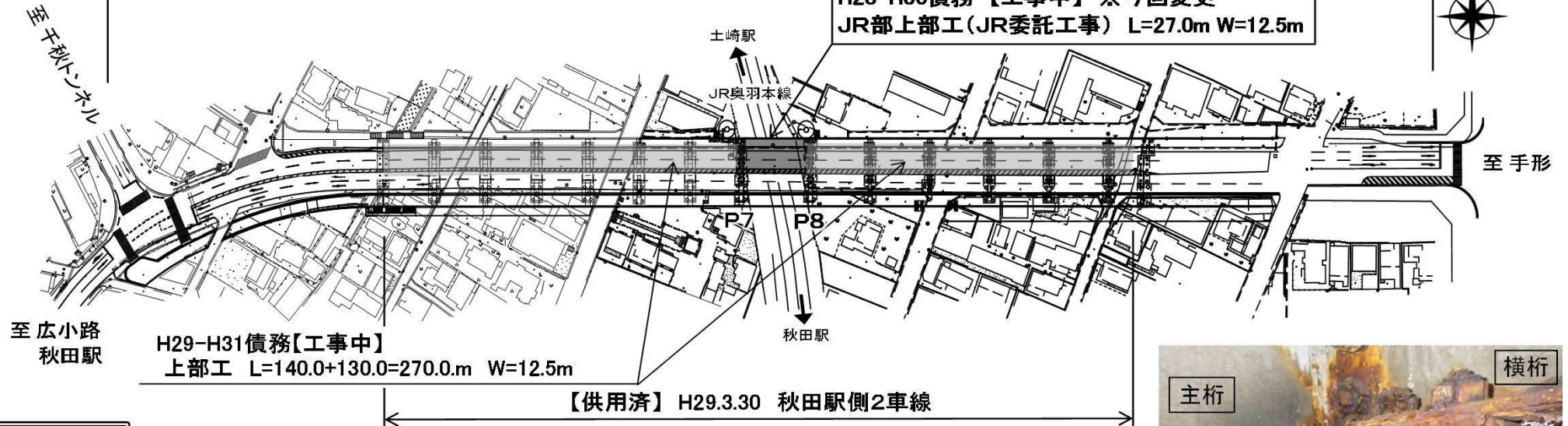
■：変更後

部分補修(増工)

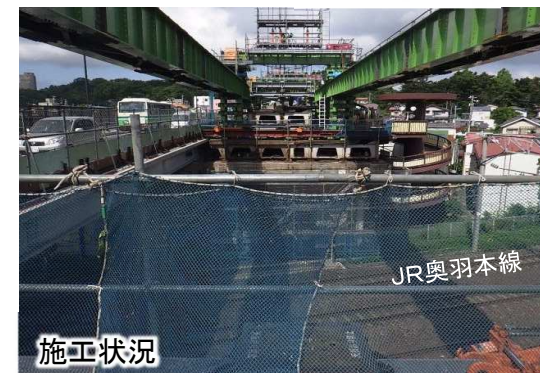
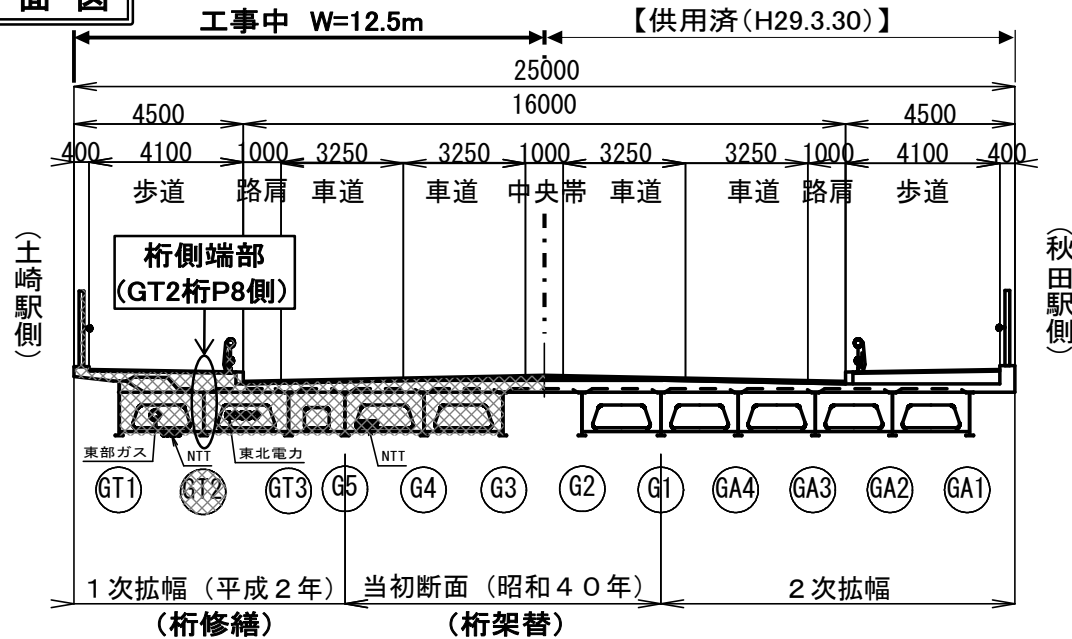
平面図

都市計画道路千秋広面線(手形工区) L=540.0m(手形陸橋L=297.0m) W=25.0m

H28-H30債務【工事中】※今回変更
JR部上部工(JR委託工事) L=27.0m W=12.5m



断面図



秋田臨海処理センター工事請負契約の締結について

平成29年12月4日
下水道課

1 概要

平成29年9月25日に仮契約を締結した秋田湾・雄物川流域下水道工事の請負契約の締結について、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決を経るものである。

2 契約内容

- (1) 工 事 名 秋田湾・雄物川流域下水道工事（臨海処理区）
- (2) 場 所 秋田市向浜二丁目3-1
（秋田湾・雄物川流域下水道 秋田臨海処理センター）
- (3) 工事内容 機械設備 1式
 〔 固液分離設備 1系列（処理能力 日最大 71,500 m³/日）
 洗浄排水ポンプ 2台
 濃縮汚泥ポンプ 2台 等〕
- (4) 相 手 方 メタウォーター・山二施設特定建設工事共同企業体
 代表者 メタウォーター株式会社東北営業部
 部長 石崎 寛之
- (5) 金 額 702,000,000円
 〔 平成29年度 300,000,000円
 平成30年度 402,000,000円〕
- (6) 工 期 契約締結の日から平成31年3月29日

3 スケジュール

	平成29年度						平成30年度																			
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3								
仮設準備工																										
既存機器撤去工																										
躯体改修工 （最初沈殿地）																										
機器製作工																										
現場据付工																										
試運転調整																										

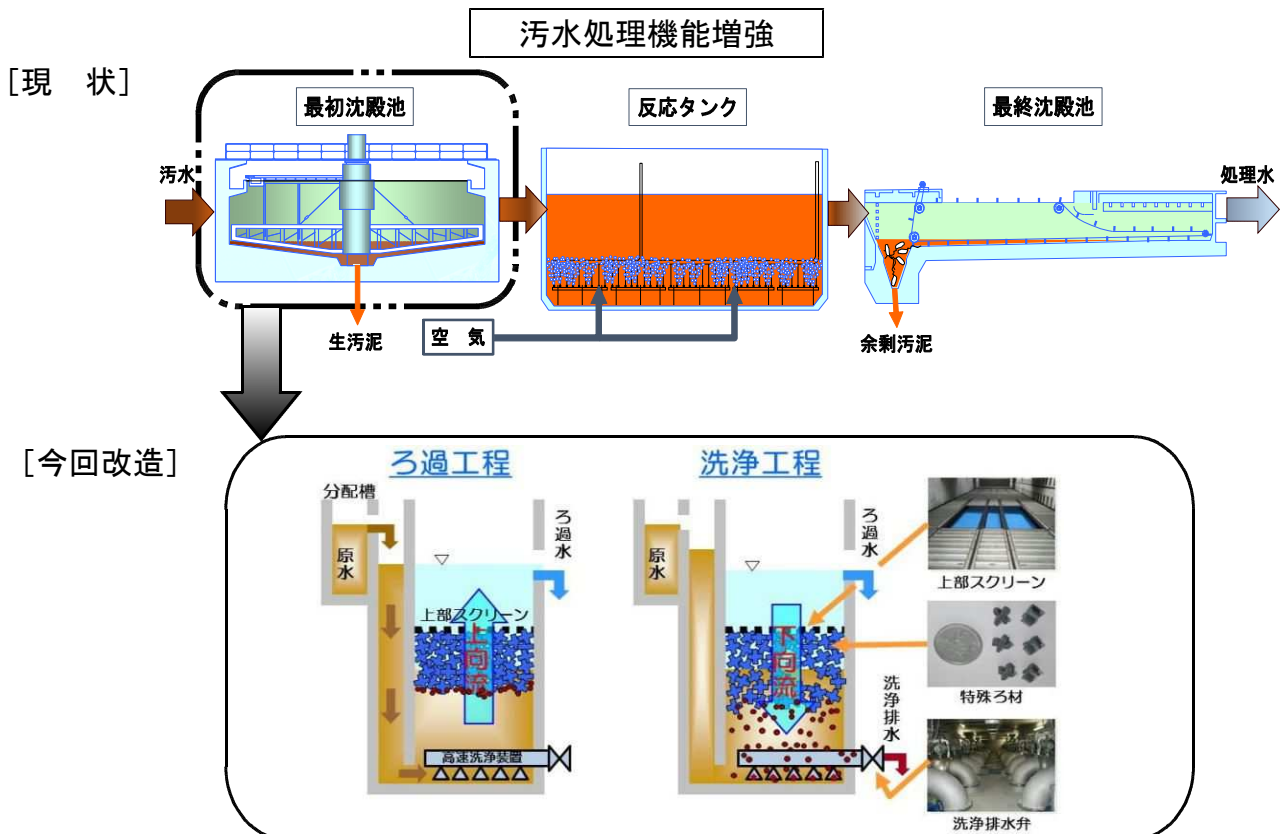
< 参 考 >

[秋田臨海処理センター水処理能力の増強について]

- 人口減少下において事業運営の効率化を図るため、秋田市公共下水道八橋処理区（汚水）を県流域下水道臨海処理区に統合（H28工事着手、H32統合予定）
- 統合による汚水流量の増加に対応するため、水処理能力増強工事を実施（処理能力 既存の日最大12万 m^3 /日を14万3千 m^3 /日に増強）
- 統合後の人口減少の影響等を踏まえ、既存施設の改造により建設コストを抑制



秋田臨海処理センター



※既存最初沈殿池の設備機器を撤去し、高効率固液分離設備を導入

秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案について

平成29年12月4日

港 湾 空 港 課

1 改正理由

秋田港と韓国・中国を結んでいるコンテナ定期航路は、船会社同士の競争激化により、市場全体の運賃が低下していることや船舶燃料の高騰により、共同で配船していることなどから、運行便数が減少している。

このため、競合港に対する競争力を確保することにより、既存航路を維持・拡充するとともに、秋田港への集荷・利便性の向上を図る必要があることから、平成24年4月より規定している、外港地区コンテナターミナルの軌道走行式荷役機械（ガントリークレーン）及び移動式荷役機械（トランスファークレーン）の使用料の額の特例期限を延長するものである。

また、タイヤマウント式クレーンを処分したことにより、この項目を削除する。

2 改正内容

使用料特例の期限を平成33年3月31日まで3年間延長する。

3 施行期日

この条例の公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新

旧

附 則

1・2 略

軌道走行式荷役機械及び移動式荷役機械の使用料の特例)

3 平成二十四年四月九日から平成三十三年三月三十一日までの間に軌道走行式荷役機械又は移動式荷役機械を使用する場合における別表第一号の表の規定の適用については、同表軌道走行式荷役機械 ガントリークレーン)の項中 三四、「四九円」とあるのは「二七、三一九円」と、同表移動式荷役機械 トランスファークレーン)の項中 六、六二六円」とあるのは 五、二九二円」とする。

別表 第九条、第十六条関係)

一 マリーナ施設及び船川港金川多目的広場以外の港湾施設

施設の区分	使 用 料 の 額		
略	略		
移動式荷役機械 トランスファークレーン)	使用時間 一時間に つき	六、六二六円	使用時間が一時間未満のとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算する。

二・三 略

附 則

1・2 略

軌道走行式荷役機械及び移動式荷役機械の使用料の特例)

3 平成二十四年四月九日から平成三十年三月三十一日 までの間に軌道走行式荷役機械又は移動式荷役機械を使用する場合における別表第一号の表の規定の適用については、同表軌道走行式荷役機械 ガントリークレーン)の項中 三四、「四九円」とあるのは「二七、三一九円」と、同表移動式荷役機械 トランスファークレーン及びタイヤマウント式クレーン)の項中 六、六二六円」とあるのは 五、二九二円」とする。

別表 第九条、第十六条関係)

一 マリーナ施設及び船川港金川多目的広場以外の港湾施設

施設の区分	使 用 料 の 額		
略	略		
移動式荷役機械 トランスファークレーン及びタイヤマウント式クレーン)	使用時間 一時間に つき	トランスファークレーン 六、六二六円 タイヤマウント式クレーン 一、一八五七円	使用時間が一時間未満のとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算する。

二・三 略